

小山工業高等専門学校学生会規約

制 定 昭和44年2月1日
最終改正 令和2年10月14日

第1章 総則

- 第1条 本会は、学生準則第21条に基づくもので、小山工業高等専門学校学生会と称する。
- 第2条 本会は、学校の教育方針にのっとり、学生の自発的な活動を通してその人間形成を助長し、相互の親和と啓発に努め、学生生活の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、本校の学生全員をもって構成し、教員を顧問とする。
- 第4条 学生主事及び本会の顧問教員は、総会、評議会等の各種会議に出席して本会の運営、活動について指導助言することができる。
- 第5条 会員は、学年を問わず会員としての平等の権利を持つとともに、その責任と義務を負わなければならない。
- 第6条 本会の活動は、総会の承認を得た予算及び事業計画に基づいて実施するものとする。

第2章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 会長、副会長、会計局長、渉外局長、広報局長、庶務局長、技術局長
- 第8条 役員任期は、4月1日から3月末日までとし、欠員補充などによって任命された役員任期は前任者の在任期間とする。（なお、1～3月は引継ぎ期間とし、新旧役員は協力して活動を行う）

第1節 会長・副会長

- 第9条 会長は、本会を代表し、会務を執行する。
- 第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はこれに代わる。
- 第11条 会長及び副会長は、全会員の選挙により選出し、校長の承認を受ける。

第2節 会計局員

- 第12条 会計局員は、次のことをつかさどる。
- 一 学生会の予算案及び決算書の作成
 - 二 決算及び会計監査に必要な書類の整備
 - 三 その他、会計に関する事務
- 第13条 会計局員は、会長が会員の中から若干名指名し、総会の承認を得るものとする。

第3節 渉外局員

- 第14条 渉外局員は、次のことをつかさどる。
- 一 他校学生会との情報交換
 - 二 学生会に届く各種書類の処理
 - 三 その他、渉外に関する事務
- 第15条 渉外局員は、会長が会員の中から若干名指名し、総会の承認を得るものとする。

第4節 広報局員

- 第16条 広報局員は、次のことをつかさどる。
- 一 学生会活動の会員への報告

- 二 機関新聞の発行
- 三 その他、広報に関する事務

第17条 広報局員は、会長が会員の中から若干名指名し、総会の承認を得るものとする。

第5節 庶務局員

第18条 庶務局員は、次のことをつかさどる。

- 一 学生総会及び各種運営委員会の記録
- 二 各種実行委員会との連絡、調整
- 三 各部の連絡、調整及び、活動状況の確認
- 四 その他、庶務に関すること

第19条 庶務局員は、会長が会員の中から若干名指名し、総会の承認を得るものとする。

第20条 庶務局員は、本会の主要行事に関する記録（写真を含む）を資料として保存しておくなければならない。保存する記録の基準は、次のとおりとする。

- 一 役員名簿
- 二 諸規約、予算決算報告書、事業計画及び同報告
- 三 各部の対外試合、発表会等の記録
- 四 文化祭等本会が実施した行事の記録
- 五 その他、本校の学生関係行事の記録

第6節 技術局員

第21条 技術局員は、次のことをつかさどる。

- 一 学生会執行部の電子機器の保守管理
- 二 その他、学生会執行部内の技術に関する業務

第3章 機 関

第22条 本会の目的を達成するため、次の機関を置く。

- 一 総 会
- 二 評議会
- 三 執行部
- 四 実行委員会
- 五 監査委員会

第1節 総 会

第23条 総会は、本会の最高決議機関である。

第24条 総会は、本会の会務報告、予算、決算、事業計画及び規約の改正など、本会の活動全般にわたる事項について審議決定する。

第25条 総会は、年1回5月に開催されるものとし、会長が招集する。

第26条 臨時総会は、次の場合に開くことができる。

- 一 評議会構成員の2分の1が必要と認めたとき
- 二 会員の5分の1以上の署名による要求があったとき
- 三 会長が必要と認めたとき

第27条 総会の招集および議題の告示は、会長がその5日前までに行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

第28条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、議決は、出席者の過半数の賛成による。

第29条 その他、総会の議事進行及び運営に関する必要事項にかんしては、評議会において審議の上決定する。

第2節 評議会

第30条 評議会は、総会の代行決議機関であり、各実行委員会（第4節35条参照）の代表者と執行部各局の代表者（第3節33条参照）及び会長、副会長をもって構成する。

第31条 評議会には議長1名、副議長1名、書記2名（以下「議長団」という。）を置き、評議会が互選で選出する。

2 前項の議長団は、総会の議長団を兼ねる。

3 評議会は、議長が招集する。

第3節 執行部

第32条 執行部は、本会の最高執行機関である。

第33条 執行部は会長の統轄のもと、次の各局に分かれてそれぞれの仕事を分掌する。

- 一 会計局
- 二 渉外局
- 三 広報局
- 四 庶務局
- 五 技術局

第34条 会計局、渉外局、広報局、庶務局、技術局はそれぞれ、会計局員、渉外局員、広報局員、庶務局員、技術局員をもって構成する。

第4節 実行委員会

第35条 実行委員会は会長が直接統轄する、本会の全般的活動を企画・実行する機関であり、次の各委員会に分かれてそれぞれの事項を分掌する。

- 一 クラス代表者委員会 会員の勉学その他学生生活に関すること
- 二 工陵祭実行委員会 工陵祭に関すること
- 三 部長委員会 部活動の全体的な統轄その他、部活動の活動に関すること
- 四 体育委員会 球技大会その他体育の行事に関すること
- 五 特別委員会 その他、特別の活動に関すること

第36条 前条の各委員会は、三を除いてそれぞれ各学級から若干名ずつ選出された代表をもって構成する。

第37条 各委員会には、第35条三を除いて互選による委員長、会計各1名をおく。

第38条 委員会の新設及び改廃は、学生主事の指導のもと評議会の同意を得た上で、会長が総会に諮り、総会の承認を得るものとする。ただし、第35条五の特別委員会については、副校学生主事の指導のもと評議会で決定する。

第5節 監査委員会

第39条 監査委員は、各部、各実行委員会及び各部の物品の保管、活動状況等を監査する。

第40条 監査委員は、クラス代表者委員が互選で若干名選出する。

第41条 監査委員は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第4章 部活動（部・同好会・愛好会）

第42条 本会に別表第1の各部を置く。

第43条 各部活動（愛好会、同好会を含む。以下、部）には、互選による部長、副部長、会計

各1名を置く。

- 2 部長は、その部を代表し、部活動の中心となる。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはこれに代わる。
- 4 会計は、部の会計事務を担当する。
- 5 部長、副部長、会計の任期は原則として1年とし、毎年3月に改選する。
- 6 年度の途中で部長等の変更があった場合、速やかに庶務局員に提出しなければならない。
- 7 部長は、部長委員会に所属する。

第44条 各部は、第5章の会計に関する規定に基づく必要書類を整備しておかなければならない。また、それを学年末に会長に提出しなければならない。

- 2 各部は、常に最新の部員名簿を備え、又、その部の主要行事並びに部日誌を記録保存しておくものとする。
- 3 部員の入退部があった場合は、3日以内に庶務局員に提出するものとする。
- 4 各部は、部則・会則を保存し、部員に周知させなければならない。
- 5 部則・会則を改正する場合、指導教員の指導を受けるものとする。又、改正後は速やかに庶務局員に提出する。

第45条 部長は、主要行事記録を行事終了後、速やかに会長に提出しなければならない。

- 2 部長は、常に指導教員と連絡を密にし、また、必要がある場合には会議に指導教員の出席を求めて助言を受け、積極的に部活動を推進しなければならない。

第46条 愛好会の新設は、部員名簿及び会則を「学生団体結成願い」に添付し、庶務局に提出するものとする。

- 2 愛好会の新設は、学生主事の指導のもと評議会の同意を得た上で会長が総会に諮り、総会の承認を得るものとする。
- 3 愛好会の新設は、部員が2学年以上にわたって5名以上いて、顧問教員がおかれていなければならない。
- 4 新設された愛好会には、新設された年度の予算は付かないものとする。

第47条 部、同好会への昇格は、学生主事の指導のもと評議会の同意を得た上で会長が総会に諮り、総会の承認を得るものとする。それぞれの条件は次に示す。

- 一 愛好会から同好会 3学年以上にわたって10名以上の部員がいて、愛好会として1年間以上の活動実績をもつ
- 二 同好会から部 3学年以上にわたって15名以上の部員がいて、同好会として2年間以上の活動実績をもつ

第48条 部活動の廃部については、以下の基準にひとつでも該当する部活動を、学生主事の指導のもと評議会の同意を得た上で、会長が総会に諮り、総会の承認を得るものとする。

- 一 部員が3名未満である
- 二 1年半以上にわたって活動が見られない（1年間活動が見られなかった場合、活動を行うように勧告し、その後半年間活動が見られない場合は評議会に諮る）
- 三 その他、学生会長が必要と認めた場合

第49条 部、同好会からの降格については、以下の基準にひとつでも該当する部活動を、学生主事の指導のもと評議会の同意を得た上で、会長が総会に諮り、総会の承認を得たのち、それぞれ同好会、愛好会に降格させるものとする。

- 一 部員について、部であれば9人未満、同好会であれば6人未満である

二 その他、学生会長が必要と認めた場合

第50条 部を解散した場合は、部に保管された書類及び記録を庶務局員に提出しなければならない。

2 解散した部の備品等は、会計局員に返納するものとする。

第51条 本会に、部に準ずるものとして、別表第2の同好会、愛好会を置く。

2 同好会は、必要に応じて補助金を受けることができる。ただし、その金額は各年度の各部予算のいずれをも超えないものとし、評議会の承認を受けなければならない。

第5章 会 計

第52条 本会の経費は、入会金、会費及びその他をもって充てる。

2 入会金は1,000円とし、入会の際に納入する。

3 会費は、本科生は年額6,000円、専攻科生は年額3,000円とし、毎年4月に1年分を納入する。ただし、専攻科生の学生会への加入は任意とする。

第53条 本会の現金出納事務は、学生課学生係担当者が取り扱う。

第54条 本会の予算案は、会計局員が学生主事の助言を得て作成し、評議会の同意を得た上で総会に諮り、承認を得なければならない。

2 各部は、2月上旬までに新年度の部の予算を要求するものとする。

3 予算案には、予備費を計上するものとする。予備費の支出について、評議会で決定する。

第55条 会計局員は、所定の予算収支簿を作成して、会費の収支状況を明らかにしておかなければならない。又、本学生会員の学生から予算収支簿の開示を求められた場合、原則として開示する。

2 各部、各実行委員会責任者も前項に準じて行うものとする。

第56条 各部及び各実行委員会は、それぞれの会計責任者を会計局員に報告しておかなければならない。

第57条 各部及び各実行委員会の経費支出については、各部及び各実行委員会の会計責任者が定められた請求書に必要事項を記入し、指導教官の承認印を得て、当該請求書を会計局員に提出請求するものとする。

2 総会、評議会等の経費支出についても、前項に準ずる。

第58条 会計局員及び各部の会計は、それぞれの物品台帳を作成して、物品の管理をしなければならない。

2 各部で使用する物品の保管及び修理は、それぞれ各部の責任とする。

第59条 会計監査は、学生主事の指導助言を受けて、監査委員が必要事項について行う。

第60条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会長・副会長の選挙

第61条 会長・副会長の選挙は年1回、選挙管理委員長が告示した日に行うものとする。但し、日程の告示は選挙を行おうとする日の2週間前までに行わなければならない。

第62条 会長・副会長の選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会がこれにあたる。

第63条 選挙管理委員会は、必要に応じて置かれるものとし、各学級から2名ずつ選出された

委員をもって構成する。

第64条 選挙管理委員長は、委員の互選による。

第65条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 一 選挙日の公示
- 二 立候補者の取り扱い
- 三 立候補者の人物、意見の紹介に関すること
- 四 立会演説会の日取り及び方法の決定
- 五 投票方法の決定
- 六 開票事務及び結果の報告

第66条 会長、副会長は、原則として立候補するものとする。

但し、選挙の公募締切りまでに立候補者が3名に満たない場合は、第2学年と第3学年の各学級から1名以上推薦するものとする。

第67条 会長、副会長に立候補しようとするものは、選挙日の10日前までに2名以上の推薦者が署名押印した所定の届け出をもって選挙管理委員会まで届け出るものとする。ただし、前条2項による場合はこの限りではない。

第68条 立候補者は、届け出と同時に選挙活動を行うことができる。

第69条 選挙日程は、選挙管理委員会が決定する。ただし、選挙日の告示は原則として投票日の7日前までに行うものとする。

第70条 やむを得ない理由で投票に参加できない学生がいるクラスに限り、学生主事指導の下、期日前投票を認める場合がある。但し、不在投票及び委任投票は認めない。

第71条 立候補者は全員会長に立候補し、得票数の多い順で会長1名、副会長2名を決める。但し、投票総数が全会員数の過半数に満たない場合は、これを再選挙とする。

第72条 開票は、投票当日選挙管理委員会が行う。

2 開票は、公開の場で行わなければならない。

第73条 選挙の結果は、選挙管理委員長が公表するものとする。

第74条 選挙管理委員会は、立候補者の応援はできない。また、すべてに対して厳正中立でなければならない。

第75条 選挙管理委員長は、選挙の結果を学生主事を経て校長に報告するものとする。

第76条 その他、選挙の実施に関する必要事項については、選挙管理委員会が学生主事の指導助言を得て定める。

附 則

- 1 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がある場合に改正することができる。
- 2 この規約は、昭和44年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年10月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年7月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成25年 5 月21日から施行する。

附 則
この規約は、平成26年 5 月14日から施行する。

附 則
この規約は、平成27年 5 月15日から施行する。

附 則
この規約は、平成28年 5 月19日から施行する。

附 則
この規約は、平成29年 5 月23日から施行する。

附 則
この規約は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規約は、平成30年 5 月22日から施行する。

附 則
この規約は、令和元年 5 月14日から施行する。

附 則
この規約は、令和 2 年10月14日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 部 (略)

別表第 2 同好会 (略)